

釜石市移住支援事業費補助金交付事業に係る個人情報の取扱い

釜石市は、釜石市移住支援事業費補助金交付事業の実施に際して得た個人情報について、釜石市個人情報保護条例(平成 17 年釜石市条例第 22 号)及び釜石市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年釜石市規則第 17 号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のため利用します。

なお、釜石市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に対して提供し、又は確認する場合があります。